

# 宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇 治 市  
 政 策 経 営 部  
 行 政 経 営 課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市檣島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目 次

### 規 則

- 規則第11号 宇治市職員共済組合条例施行規則  
 ..... (職員厚生課) … 2
- 規則第14号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則..... (人事課) … 2
- 規則第15号 宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則..... (人事課) … 2
- 規則第16号 宇治市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則..... (産業推進課) … 2
- 規則第21号 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則を廃止する規則..... (建築指導課) … 2

### 告 示

- 告示第26号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) … 3
- 告示第27号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) … 3
- 告示第28号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) … 3
- 告示第29号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) … 3
- 告示第30号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) … 3
- 告示第31号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) … 4
- 告示第32号 市道路線の区域の変更..... (建設総務課) … 4
- 告示第33号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) … 4
- 告示第36号 中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱..... (商工観光課) … 4
- 告示第37号 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱..... (商工観光課) … 5
- 告示第38号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱..... (保育支援課) … 5
- 告示第48号 宇治市農政調査研究費交付要綱を廃止する要綱  
 ..... (農業委員会事務局) … 5
- 告示第49号 建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任  
 ..... (建築指導課) … 5
- 告示第50号 平成29年度固定資産の価格等の登録  
 ..... (資産税課) … 5
- 告示第51号 取納の事務及び徴収の事務の委託  
 ..... (納税課) … 5

- 告示第52号 国民健康保険料保険料率の決定  
 ..... (国民健康保険課) … 6

### 公 告

- 公告第11号 伊勢田関連面整備（大納言その1）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札の中止..... (契約課) … 6

### 教 育 委 員 会

- 告示第6号 教育委員会の招集..... 6
- 告示第7号 教育委員会の招集..... 7
- 規則第2号 宇治市図書館規則の一部を改正する規則 ..... 7
- 教育長訓令甲第3号 宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程..... 8
- 教育長訓令甲第4号 センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程..... 8
- 告示第8号 宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱..... 8
- 告示第9号 宇治市文化財保護事業補助金交付要綱 ..... 8

### 公 平 委 員 会

- 規則第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
 ..... 9

### 公 営 企 業

- 告示第5号 水道料金等の取納事務の委託..... 9

## 規 則

宇治市職員共済組合条例施行規則を、ここに公布する。

平成29年3月28日

宇治市長 山本 正

## 宇治市規則第11号

宇治市職員共済組合条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市職員共済組合条例(昭和27年宇治市条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組合員)

第2条 組合員は、次の各号に掲げる者をいう。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された者を除く。

- (1) 京都市町村職員共済組合の組合員である本市の職員
- (2) 公立学校共済組合の組合員である本市の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が認める者

(資格)

第3条 組合員は、前条各号のいずれかに該当することとなつた日(法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者にあつては、任期の初日)から組合員の資格を取得する。

2 組合員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から組合員の資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職したとき。
- (3) 任期が満了したとき。

3 前項第2号又は第3号に該当するに至つた日の翌日に引き続き前条各号のいずれかに該当する者(同項第2号に該当するに至つた日の翌日に法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)及び当該該当する者に準ずる者として宇治市職員共済組合(以下「組合」という。)が認める者は、前項の規定にかかわらず、組合員の資格を失わないものとする。

(事業)

第4条 組合は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 共済給付事業
- (2) 福利厚生事業

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(組合員の資格に係る特例)

2 市長が別に定める職員については、平成29年4月1日前までに同日以後の組合員の資格を取得しない旨を市長に申し出ることができる。この場合において、当該申出をした職員は、同日以後組合員の資格を取得しないものとする。

(揭示済)

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正

する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

## 宇治市規則第14号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第1項の規定に基づく職員を派遣することができる法人を定める規則(平成14年宇治市規則第20号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (3) 一般社団法人京都山城地域振興社

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

## 宇治市規則第15号

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(平成19年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成29年4月1日において職務の級が6級以上である職員に係る平成29年度におけるこの規則第12条の規定の適用については、同条中「毎年4月1日」とあるのは「平成29年5月1日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

## 宇治市規則第16号

宇治市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市企業立地促進条例施行規則(平成14年宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、平成29年3月31日」を「、平成34年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

エネルギーの使月の合理化等に関する法律施行細則を廃止する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

## 宇治市規則第21号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則を廃止する規則

エネルギーの使月の合理化等に関する法律施行細則(平成15年宇治市規則第31号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)



宇治市告示第26号

市道路線の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年3月24日から14日間

平成29年3月24日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
宇治五ヶ庄線	菟道丸山66番地の4 菟道田中16番地の3 (右)	前	4.7 ~13.1	107.2	
	菟道丸山66番地の4 菟道丸山38番地の34	後	4.7 ~24.4	115.1	
菟道155号線	菟道荒横33番地の10 菟道荒横33番地の6	前	6.4	7.0	起点の地番「菟道荒横33番地の6」を「菟道荒横33番地の10」に改正。
	菟道荒横33番地の10 菟道荒横33番地の6	後	6.4	4.8	

(揭示済)

宇治市告示第27号

市道路線の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年3月24日から14日間

平成29年3月24日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日	備考
宇治五ヶ庄線	菟道丸山66番地の4 菟道丸山38番地の34	平成29年3月24日	
菟道219号線	菟道丸山205番地の3 菟道丸山205番地の2	平成29年3月24日	起点の地番「菟道丸山205番地の4」を「菟道丸山205番地の3」に改正。

(揭示済)

宇治市告示第28号

市道路線の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年3月26日から14日間

平成29年3月26日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
山王仙郷谷線	宇治金井戸7番地の21 (右) 志津川仙郷谷2番地の1	前	4.5 ~21.2	309.7	
	宇治金井戸7番地の21 (右) 志津川仙郷谷2番地の1	後	4.5 ~21.2	309.7	
	宇治金井戸19番地の1 志津川仙郷谷2番地の1	後	9.0 ~19.0	86.0	ダブルウェイ

(揭示済)

宇治市告示第29号

市道路線の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年3月26日から14日間

平成29年3月26日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
山工仙郷谷線	宇治金井戸7番地の21 (右) 志津川仙郷谷2番地の1	平成29年3月26日
	宇治金井戸19番地の1 志津川仙郷谷2番地の1	平成29年3月26日

(揭示済)

宇治市告示第30号

市道路線の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年3月29日から14日間

平成29年3月29日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
茶屋裏線	広野町西裏107番地の1 広野町茶屋裏15番地の1 (右)	前	19.3 ~28.5	40.0	
	広野町西裏107番地の1 広野町茶屋裏15番地の1 (右)	後	20.8 ~25.0	40.0	
新田城陽線	広野町東裏106番地先 広野町東裏106番地先	前	5.1	7.2	
	広野町東裏106番地先 広野町東裏106番地先	後	5.1 ~11.7	7.2	
大久保町6号線	大久保町平盛91番地の3 大久保町平盛31番地の8	前	8.3 ~9.5	192.5	
	大久保町平盛91番地の3 大久保町平盛31番地の8	後	7.7 ~9.0	192.5	
大久保町58号線	大久保町平盛31番地の8先 大久保町平盛31番地の8先	前	6.9 ~7.6	3.0	

	大久保町平盛31番地の8先 大久保町平盛31番地の8先	後	1.1 ~6.9	3.0	
広野町274号線	広野町東裏107番地の3先 広野町寺山119番地	前	5.5 ~6.6	135.2	終点の地番「広野町寺山119番地」を「広野町東裏130番地」に改正。
	広野町東裏107番地の3先 広野町東裏130番地	後	5.5 ~41.2	135.2	

(掲示済)

宇治市告示第31号

市道路線の供用の開始

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年3月29日から14日間

平成29年3月29日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
茶屋裏線	広野町西裏107番地の1 広野町茶屋裏15番地の1(右)	平成29年3月29日
新田城陽線	広野町東裏106番地先 広野町東裏106番地先	平成29年3月29日
広野町274号線	広野町東裏107番地の3先 広野町東裏130番地	平成29年3月29日

(掲示済)

宇治市告示第32号

市道路線の区域の変更

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年3月29日から14日間

平成29年3月29日

宇治市長 山本 正

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
小根尾尖山線	広野町大開112番地(右) 広野町大開113番地の2(右)	前	5.8 ~5.9	13.4	
	広野町大開112番地(右) 広野町大開113番地の2(右)	後	6.0 ~6.5	13.4	
大曲り南落合線	槇島町十一138番地の1(右) 槇島町十一138番地の1(右)	前	4.8	24.3	
	槇島町十一138番地の1(右) 槇島町十一138番地の1(右)	後	6.5 ~6.6	24.3	
木幡471号線	木幡南山96番地の31 木幡南山107番地の2	前	4.0	27.6	
	木幡南山96番地の31 木幡南山107番地の2	後	4.0 ~6.0	27.6	
	槇島町大川原30番地の1(右) 槇島町大川原30番地の1(右)	前	5.9 ~6.0	39.2	

槇島町42号線	槇島町大川原30番地の1(右) 槇島町大川原30番地の1(右)	後	6.5	39.2	
	小倉町春日森96番地の3(右) 小倉町春日森68番地の6(右)	前	5.9 ~6.0	36.2	
小倉町174号線	小倉町春日森96番地の3(右) 小倉町春日森68番地の6(右)	後	6.5	36.2	
	伊勢田町砂田89番地の2 伊勢田町砂田89番地の2	前	1.7 ~1.9	6.0	
伊勢田町11号線	伊勢田町砂田89番地の2 伊勢田町砂田89番地の2	後	2.2 ~2.3	6.0	
	伊勢田町北山7番地の30 伊勢田町北山7番地の30	前	6.3 ~10.3	2.3	
伊勢田町76号線	伊勢田町北山7番地の30 伊勢田町北山7番地の30	後	6.3 ~8.4	1.4	
	伊勢田町北山7番地の2 伊勢田町北山7番地の2	前	5.6 ~9.3	2.0	
伊勢田町78号線	伊勢田町北山7番地の2 伊勢田町北山7番地の2	後	6.0 ~7.2	1.0	

(掲示済)

宇治市告示第33号

市道路線の供用の開始

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年3月29日から14日間

平成29年3月29日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
小根尾尖山線	広野町大開112番地(右) 広野町大開113番地の2(右)	平成29年3月29日
大曲り南落合線	槇島町十一138番地の1(右) 槇島町十一138番地の1(右)	平成29年3月29日
木幡471号線	木幡南山96番地の31 木幡南山107番地の2	平成29年3月29日
槇島町42号線	槇島町大川原30番地の1(右) 槇島町大川原30番地の1(右)	平成29年3月29日
小倉町174号線	小倉町春日森96番地の3(右) 小倉町春日森68番地の6(右)	平成29年3月29日
伊勢田町11号線	伊勢田町砂田89番地の2 伊勢田町砂田89番地の2	平成29年3月29日

(掲示済)

宇治市告示第36号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資利子補給金交付要綱(平成12年宇治市告示第95号)の一部を次のように改正する。

別表中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

### 宇治市告示第37号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資保証料補給金交付要綱(平成16年宇治市告示第48号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この要綱の施行の日前に取扱金融機関が実行した改正前の第2条第1号に掲げる融資に係る保証料の補給金の交付については、なお従前の例による。

(揭示済)

### 宇治市告示第38号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱(昭和59年宇治市告示第153号)の一部を次のように改正する。

別表中「86,000円」を「89,900円」に、「101,380円」を「105,280円」に、「42,110円」を「44,020円」に、「47,240円」を「49,150円」に、「121,670円」を「121,960円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「121,670円」を「121,960円」に改める部分に限る。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の別表の規定(医療的介助の対象となる障害児が入所している保育所等の補助区分に応じて基準額を定める部分に限る。)は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

### 宇治市告示第48号

宇治市農政調査研究費交付要綱を廃止する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市農政調査研究費交付要綱を廃止する要綱

宇治市農政調査研究費交付要綱(昭和54年宇治市告示第61号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(揭示済)

### 宇治市告示第49号

建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の規定により、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしたので、告示します。

平成29年4月1日

宇治市長 山本 正

- 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日 平成29年4月1日

(揭示済)

### 宇治市告示第50号

平成29年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の平成29年度の価格等の全てを登録したので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により告示します。

平成29年4月3日

宇治市長 山本 正

(揭示済)

### 宇治市告示第51号

収納の事務及び徴収の事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第5項の規定により、宇治市税の収納の事務、国民健康保険料の徴収の事務、介護保険料の収納の事務及び保育所保育料の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第8条第1項の規定により告示します。

平成29年4月3日

宇治市長 山本 正

- 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目1番1号

国分グローサーズチェーン株式会社

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

- 神奈川県横浜市中区日本大通17番地  
株式会社スリーエフ
- 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地  
株式会社セコマ
- 群馬県前橋市亀里町900番地  
株式会社セーブオン
- 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブーン・イレブン・ジャパン
- 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社ファミリーマート
- 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1  
株式会社ポブラ
- 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
ミニストップ株式会社
- 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号  
山崎製パン株式会社
- 東京都品川区大崎1丁目11番2号  
株式会社ローソン

2 委託事務

- 市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）の収納（現金の収納に限る。）
- 国民健康保険料の徴収（現金の徴収に限る。）
- 介護保険料の収納（現金の収納に限る。）
- 保育所保育料の収納（現金の収納に限る。）

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(掲示済)

宇治市告示第52号

平成29年度国民健康保険料率の決定について

平成29年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定しましたので、宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）第16条第2項、第16条の5の5第2項及び第16条の9第2項の規定により、告示します。

平成29年4月5日

宇治市長 山本 正

平成29年度国民健康保険の保険料率

- 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
- 所得割 100分の8.37
- 被保険者均等割 25,200円
- 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額
- ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 27,400円
- イ 特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） 13,700円
- ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） 20,550円

- 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- 所得割 100分の2.45
- 被保険者均等割 7,300円
- 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額
- ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 7,800円
- イ 特定世帯 3,900円
- ウ 特定継続世帯 5,850円
- 介護納付金賦課額の保険料率
- 所得割 100分の3.30
- 被保険者均等割 9,300円
- 世帯別平等割 5,600円

(掲示済)

公 告

宇治市公告第11号

平成29年3月10日付け宇治市公告第7号で公告した条件付一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

平成29年4月3日

宇治市長 山本 正

- 1 中止する条件付一般競争入札  
伊勢田関連面整備（大納言その1）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札
- 2 中止する理由  
設計図書に誤りがあるため

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成29年3月27日

宇治市教育委員会

委員長 加賀爪 毅

- 開会日時 平成29年3月28日 午後5時30分
- 開会場所 宇治市役所602会議室
- 付議事項
  - 1 専決事項の報告について
  - 2 宇治市善法・河原教育集会所規則の一部を改正する規則を制定するについて
  - 3 宇治市図書館規則の一部を改正する規則を制定するについて
  - 4 宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を制定するについて
  - 5 宇治市文化財保護事業補助金交付要綱を制定するについて
  - 6 市職員を任免するについて

7 専決事項の報告について

(揭示済)

宇治市教育委員会告示第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成29年3月28日

宇治市教育委員会  
委員長 加賀爪 毅

開会日時 平成29年3月29日 午前11時45分

開会場所 宇治市役所601会議室

付議事項 平成29年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

宇治市図書館規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市教育委員会  
委員長 加賀爪 毅

宇治市教育委員会規則第2号

宇治市図書館規則の一部を改正する規則

宇治市図書館規則(昭和59年宇治市教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下)」を「(別表中央館の項第16号を除き、以下)」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 条例第3条第1項に規定する中央館(以下「中央館」という。) 午前9時から午後6時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあつては、午前9時から午後5時まで

(2) 条例第3条第1項に規定する分館(以下「分館」という。) 午前9時から午後5時まで

第2条第2項各号列記以外の部分中「定めるとおり」を「掲げる日」に改め、同項第1号中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)」を「休日」に改め、同条第3項中「臨時に」を「臨時に開館し、若しくは」に改める。

第4条の見出しを「(貸出券の交付申込み)」に改め、同条第1項中「以下同じ」を「第9条において同じ」に、「を館長に提出して」を「により、館長に」に、「受け、職員にこれを提示しなければ」を「申し込まなければ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「申込書の提出」を「申込み」に、「に限る」を「とする」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 本市の締結した協定に基づき、図書館を利用することができる者

第4条第3項を次のように改める。

3 館長は、第1項の規定による申込みをする者の住所、氏名等を確認し、前項各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、貸出券を交付する。

第12条を削り、第11条第2項中「200資料」を「250資料」に改め、同条を第12条とし、第9条及び第10条を1条ずつ繰り下げ、第8条の見出しを「(貸出券の交換)」に改め、同条中

「又は」を「、又は」に改め、同条を第9条とし、第7条の見出しを「(貸出券の紛失に係る届出及び再交付)」に改め、同条第1項後段中「申請」を「申込み」に改め、同条第2項中「申請手続」を「申込手続」に改め、同条第3項中「申請」を「申込み」に改め、同条を第8条とし、第6条の見出しを「(貸出券の返還)」に改め、同条中「が第4条第2項に規定する資格を失った」を「は、第4条第2項各号に該当する者でなくなった」に改め、同条を第7条とし、第5条の見出しを「(記載事項の変更に係る届出)」に改め、同条中「貸出券の交付を受けた者(以下「登録者」という。)」を「登録者」に、「の記載事項」を「に記載した事項」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(貸出券の提示)

第5条 貸出券の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、図書館の職員に当該貸出券を提示しなければならない。

第14条第3項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、「(以下「登録者」という。)」を削り、「又は氏名等」を「、氏名等」に改める。

第15条中「登録者」を「前条第2項の規定による登録をした者」に改める。

第16条第1項中「登録者」を「第14条第2項の規定による登録をした者」に改める。

別表中央館の項第10号中「レファレンス」を「レファレンス」に改め、同項第17号中「読書普及」を「図書館」に改め、同表分館の項第7号中「レファレンス」を「レファレンス」に改め、同項第12号中「読書普及」を「分館」に改める。

別記様式第1号中「第4条」を「第4条、第6条」に、「  
」を「  
」に

〒

ゆうびんばんごう

、「  
」を「  
」に、「  
」

で  
ん  
わ  
んで  
ごん  
うわ  
ば

勤務先電話

を「  
」に改める。

勤務先の電話番号

別記様式第2号口「第4条」を「第4条、第5条、第7条-第9条」に改める。

別記様式第3号口「第11条」を「第12条」に、「様」を「宛て」に、「代表者氏名」を「代表者氏名」に、「申込みます」

電話 電話番号」を「申込みます」に、「電話」を「電話番号」に、

電話

電話番号

「一般書」を「成人書」に改める。

一般書

成人書

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規

定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第1号の規定により作成されている図書貸出申込書は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市教育委員会教育長訓令第3号

宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市教育委員会  
教育長 石田 肇

宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程  
宇治市教育委員会事務決裁規程（昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「並びに宇治市歴史資料館規則」を「宇治市歴史資料館規則」に、「をいう」を「並びに宇治市生涯学習センター規則（平成5年宇治市教育委員会規則第7号。以下「生涯学習センター規則」という。）第12条に規定する主幹をいう」に改め、同条第13号中「宇治市生涯学習センター規則（平成5年宇治市教育委員会規則第7号。以下「生涯学習センター規則」という。）」を「生涯学習センター規則」に改める。

別表第2生涯学習課に関する事項の項第9号ウ中「比較的重要な」を「軽易な」に改め、同号エを削り、同項第15号中「比較的重要な」を「軽易な」に改め、同号エを削り、同項第19号を次のように改める。

(19) 学校開放に係る事務の処理に関すること。				○	
--------------------------	--	--	--	---	--

別表第2生涯学習課に関する事項の項第20号及び第21号エ中「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改め、同表生涯学習センター

に関する事項の項中「

	○
--	---

」を「

○	
---	--

」に改め

課長	課長	副課長
○	○	○
○	○	
○	○	○

る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会教育長訓令第4号

センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市教育委員会  
教育長 石田 肇

センター長等の掌理する事務を定める規程の一部を改正する規程

センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宇治市図書館規則」を「宇治市生涯学習センター規則（平成5年宇治市教育委員会規則第7号）第12条に規定する主幹、宇治市図書館規則」に改める。

別表中

「

生涯学習課主幹	スポーツ振興に関すること。
---------	---------------

」を

生涯学習課主幹	スポーツ振興に関すること。
教育支援センター一貫教育課総括指導主事	小中一貫教育の推進及び教育振興に係る専門的事項に関すること。
教育支援センター教育支援課主幹	適応指導に関すること。

「

教育支援センター一貫教育課総括指導主事	小中一貫教育の推進及び教育振興に係る専門的事項に関すること。
教育支援センター教育支援課主幹	適応指導に関すること。
生涯学習センター主幹	生涯学習センターの管理及び運営に関すること。

」に

教育支援センター一貫教育課総括指導主事	小中一貫教育の推進及び教育振興に係る専門的事項に関すること。
教育支援センター教育支援課主幹	適応指導に関すること。
生涯学習センター主幹	生涯学習センターの管理及び運営に関すること。

改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会告示第8号

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市教育委員会  
委員長 加賀爪 毅

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱（平成元年宇治市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第7号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第5項第7号中「第6号」を「前号」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市教育委員会告示第9号

宇治市文化財保護事業補助金交付要綱を、次のとおり定める。

平成29年3月31日

宇治市教育委員会  
委員長 加賀爪 毅

宇治市文化財保護事業補助金交付要綱

宇治市文化財保護事業補助金交付要綱（昭和50年教育委員会告示第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 本市内における文化財の保護を図るため、文化財を所有し、又は管理する社寺その他の団体及び個人に対し、保護事業に要する経費について、宇治市補助金等交付規則（昭和48年宇治市規則第19号）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で宇治市文化財保護事業補助金（以下「保護事業補助金」という

。）を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「文化財」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国の文化財に指定され、登録され、又は選定されたもの
- (2) 京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）の規定により府の文化財に指定され、登録され、又は選定されたもの
- (3) 宇治市文化財指定条例（昭和44年宇治市条例第11号）の規定により指定を受けたもの
- (4) 前号に規定する指定を受けていないもののうち、歴史上又は芸術上価値の高いもので教育委員会が特に認めたもの

2 この要綱において「保護事業」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 修理事業 文化財として歴史上又は芸術上価値の高い美術工芸品及び建造物並びに学術上価値の高い歴史資料を対象とし、工法、仕様、材料等について配慮し、現状を変更しない修理事業
- (2) 防災等事業 文化財を保護する上で防災、防犯又は防湿に優れた構造を持つ収蔵庫の新設、既設の保存施設の修理、自動火災報知設備、消火栓設備、貯水槽、避雷針等の設置、周囲の環境整備等の防災上、防犯上又は防湿上必要な事業
- (3) 保全事業 民俗文化財、史跡、名勝若しくは天然記念物又は重要文化的景観の保存及び活用に必要な修理等、保存施設の設置及び整備、記録の作成、行事の実施の公開等の保全に必要な事業

（保護事業補助金の率及び額）

第3条 保護事業補助金の率及び額は、次の各号に掲げるものに応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国及び府の補助金を受けたもの 保護事業に要する経費（以下「事業費」という。）の総額から国及び府から交付された補助金の額を差し引いた額の3分の1以内で500,000円を限度とする。
  - (2) 府の補助金を受けたもの（前号に掲げるものを除く。） 事業費の総額から府から交付された補助金の額を差し引いた額の3分の1以内で500,000円を限度とする。
  - (3) 国及び府いずれの補助金も受けないもの 事業費の総額の2分の1以内で700,000円を限度とする。ただし、前条第2項第3号に規定する保全事業（重要文化的景観に係るものに限る。次条第2項において同じ。）に係るものにあつては、事業費の総額の2分の1（災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）の復旧に係るものにあつては、10分の7）に相当する額とする。
- 2 保護事業補助金の額を算定した場合において、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項第1号及び第2号に規定する保護事業補助金の額は、国又は府が交付する補助金の額を超えない額とする。
- 4 第1項又は前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、その限度を超えて補助することができる。

（交付申請）

第4条 次の各号に掲げる事業について、保護事業補助金の交付を受けようとするものは、当該各号に定める時までに市長に申請しなければならない。

- (1) 国又は府の補助金の交付の対象となる事業（以下「国府補助対象事業」という。） 当該補助金の交付の決定後当該国府補

助対象事業に着手する前

- (2) 国府補助対象事業でない事業 当該事業に着手する20日前
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項第3号に規定する保全事業に係る保護事業補助金の交付を受けようとするものは、当該保全事業の着手前に当該保全事業に係る事前協議書を市長に提出し、その同意を得た後に市長に申請しなければならない。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（掲示済）

### 公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年3月31日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

#### 宇治市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宇治市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会生涯学習センターの項中

「」を「」に改める。

「 所長 主幹 」

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（掲示済）

### 公営企業

#### 宇治市上下水道事業告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道料金等の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

平成29年4月3日

宇治市長 山本 正

#### 1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目1番1号

国分グローサーズチェーン株式会社

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

神奈川県横浜市中区日本大通17番地

株式会社スリーエフ

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セコマ

群馬県前橋市亀里町900番地

株式会社セーブオン

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

2 委託事務

上水道料金及び下水道使用料の収納（現金の収納に限る。）

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(揭示済)